

農林水産省における農作業安全対策の取組

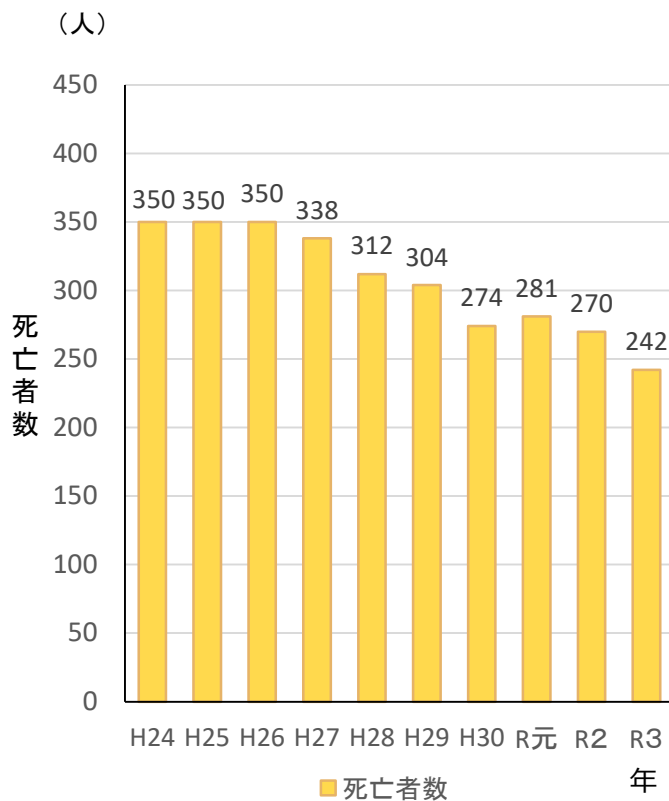
令和5年10月20日
農産局 技術普及課 生産資材対策室

農林水産省

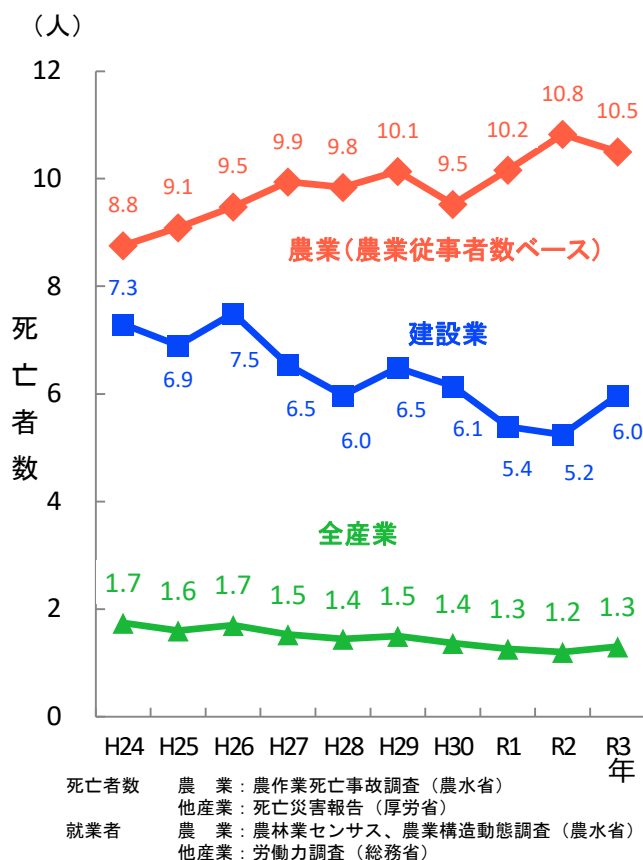
1. 令和3年に発生した農作業死亡事故の調査結果①（概要）

- 令和3年の農作業事故死亡者数は242人であり、前年（令和2年）と比べて28人減少。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は10.5人であり、他産業に比べ依然として高い状態。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が約85%を占め、高い水準で推移。

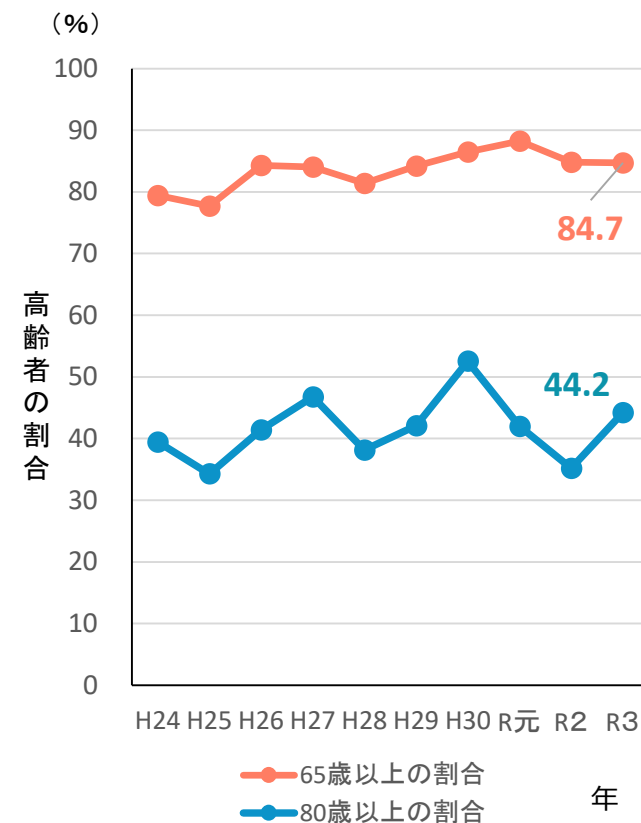
農作業事故死亡者数の推移



就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



死亡者における高齢者の割合

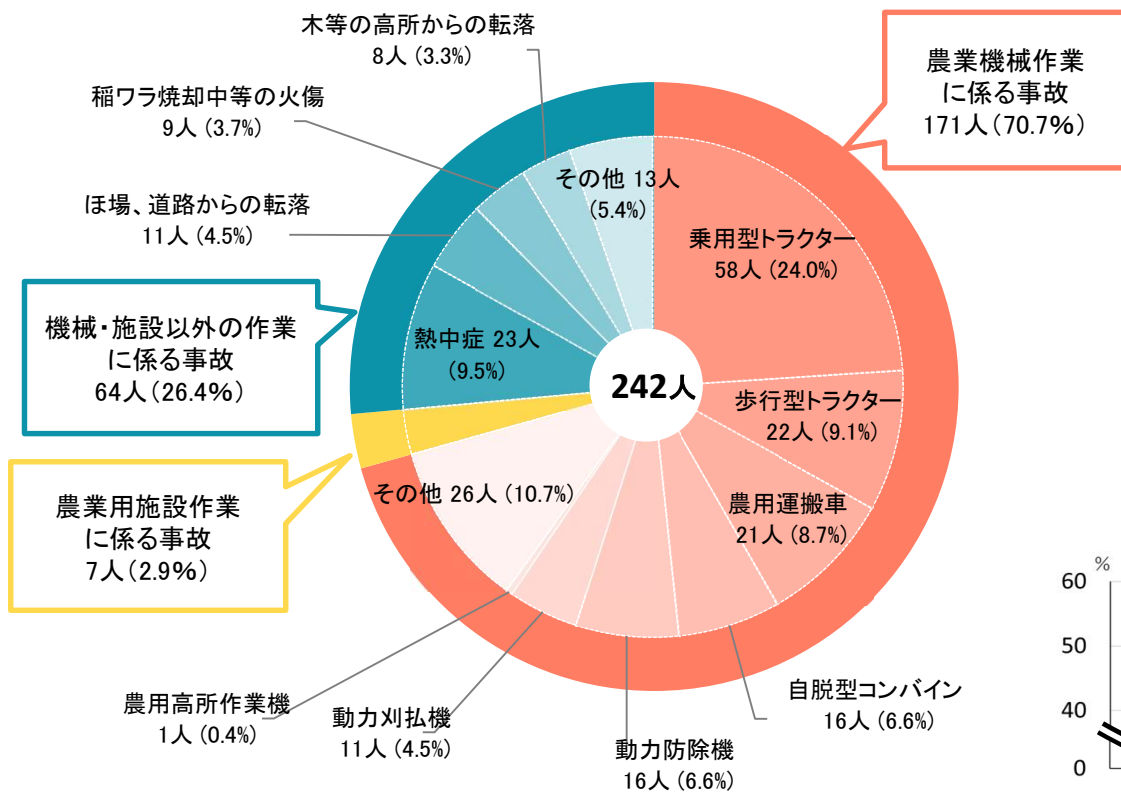


(注) 就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

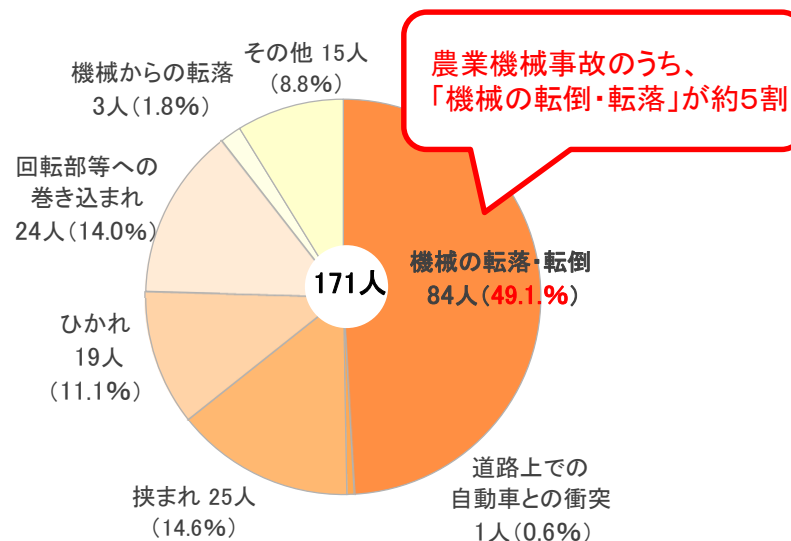
1. 令和3年に発生した農作業死亡事故の調査結果②（要因別分析）

- 令和3年の農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が171人（70.7%）と高い状態が継続しており、農業機械作業の安全対策の強化が急務。
- 農業機械作業に係る死亡事故の要因は、「機械の転落・転倒」が最大の割合（49.1%、84人）を占めており、乗用型トラクターをはじめとした農業機械の転落・転倒対策の強化が必要。

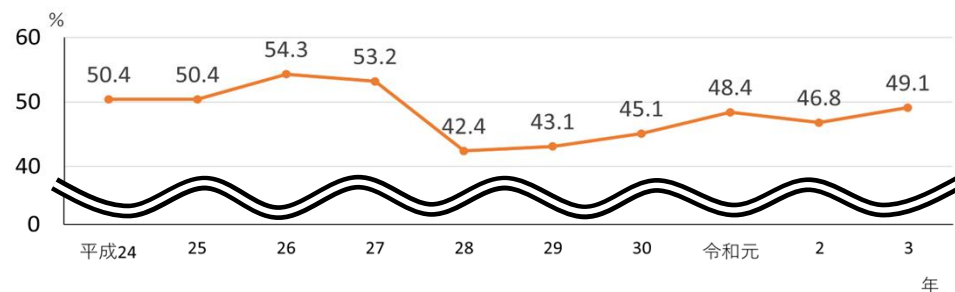
要因別の死亡事故発生状況（令和3年）



農業機械事故による死亡の要因（令和3年）



農業機械事故における機械の転落・転倒の割合の推移（10年間）



2. 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針①

＜令和5年秋のテーマ＞ **徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策**

【事故防止対策】 ほ場周辺の危険箇所の確認・危険回避行動の実践

【被害軽減対策】 シートベルトとヘルメットの着用、安全フレーム付きトラクターの利用

＜運動期間＞ **秋**：令和5年9月1日～10月31日（2ヶ月間）

＜参画団体＞ 地方公共団体、JA、農業機械メーカー、その他農業関係団体など約1,300団体

主な取組内容（秋の運動の展開方針）

重点推進テーマに基づいた推進活動

① 農業者への声かけ運動

農業機械の転落・転倒対策の実践を促すため、農業指導、講習会等の直接的な声かけだけでなく、SNS、ラジオ放送、有線放送、広報誌等の媒体を活用して農業者に対する「声かけ」を実施。その際、高齢農業者に確実にメッセージが届くように、「家族や知人からの声かけフレーズ」の周知を行う。

② 研修を通じた転落・転倒対策の徹底

すべての農業者を対象に、「農作業安全に関する指導者」等による、農業機械の転落・転倒対策に係るテキストを使用した研修の企画・開催を推進。

その他の継続的に推進する取組

① 都道府県・地域単位の推進体制の強化

② 農作業事故情報の収集・分析

③ 公道走行時の法令遵守

④ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践

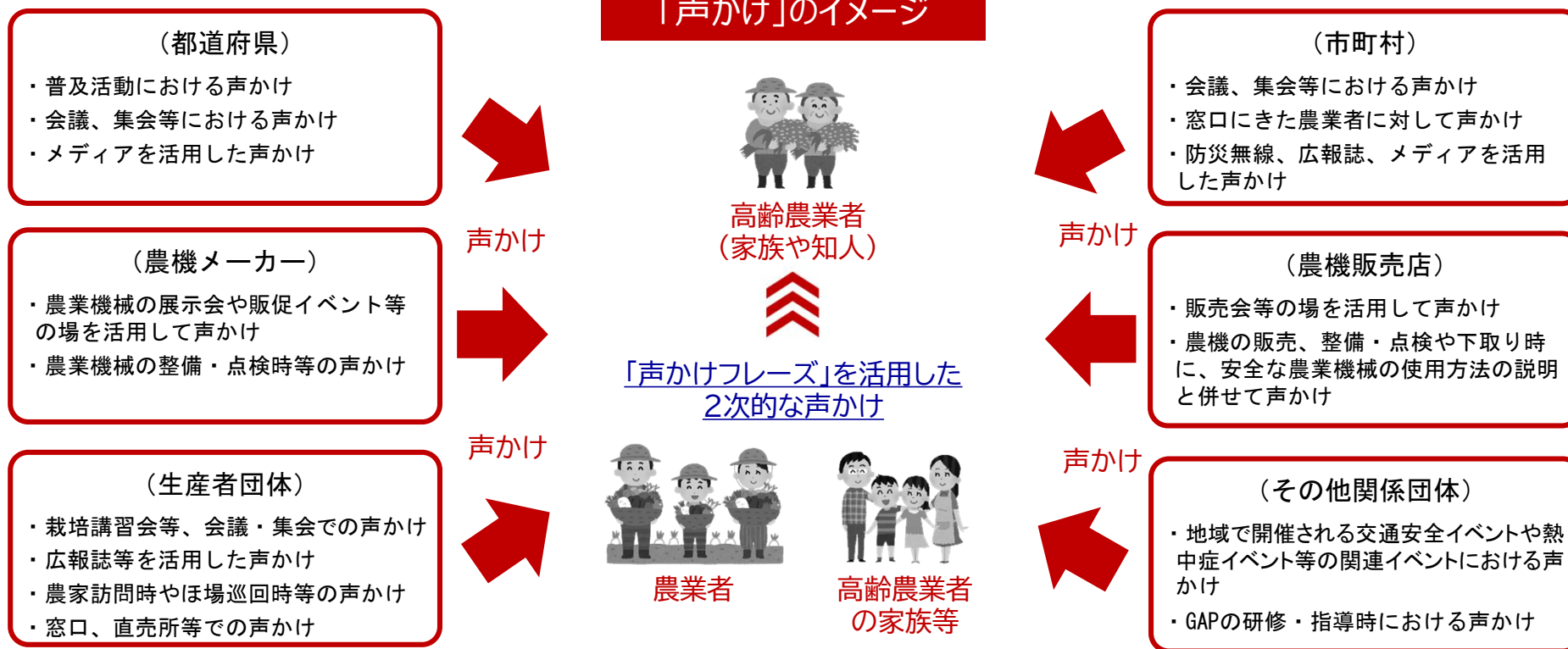
⑤ 労災保険特別加入の促進

⑥ 熱中症対策の推進

2. 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針② (農業者への声かけ運動)

- 転落・転倒事故対策の徹底について、農業指導、講習会等の直接的な声かけだけでなく、SNS、ラジオ放送、有線放送、広報誌等の媒体を活用して農業者に対する「声かけ」を実施する（声かけ運動）。
- その際、高齢農業者に確実にメッセージが届くように、「家族や知人の方からの声かけフレーズ」の周知を行う。
- 声かけ運動の取組状況については、秋の運動期間終了後にとりまとめの上、翌年春の推進会議において参画機関等と情報共有

「声かけ」のイメージ



「家族や知人の方からの声かけフレーズ」のイメージ

- 「橋を渡って左折するとき、速度を落として走行してね」
「あの田んぼに行くときは、南側の道は狭小だから、北側から回ってね」
【危険箇所を明確にして、危険回避行動を具体的に】
- シートベルトとヘルメットを忘れないでね **【実践しやすい被害軽減対策を】**

2. 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針③

(農作業安全に関する指導者の育成及び農作業安全に係る基礎研修)

農作業安全に関する指導者

- 「農作業安全に関する指導者向け研修」受講により農作業安全の基礎知識を有し、研修の講師として活躍いただける者。
- 令和5年4月1日現在、全国に約4,300名の「農作業安全に関する指導者」を育成。

農作業安全に係る基礎研修

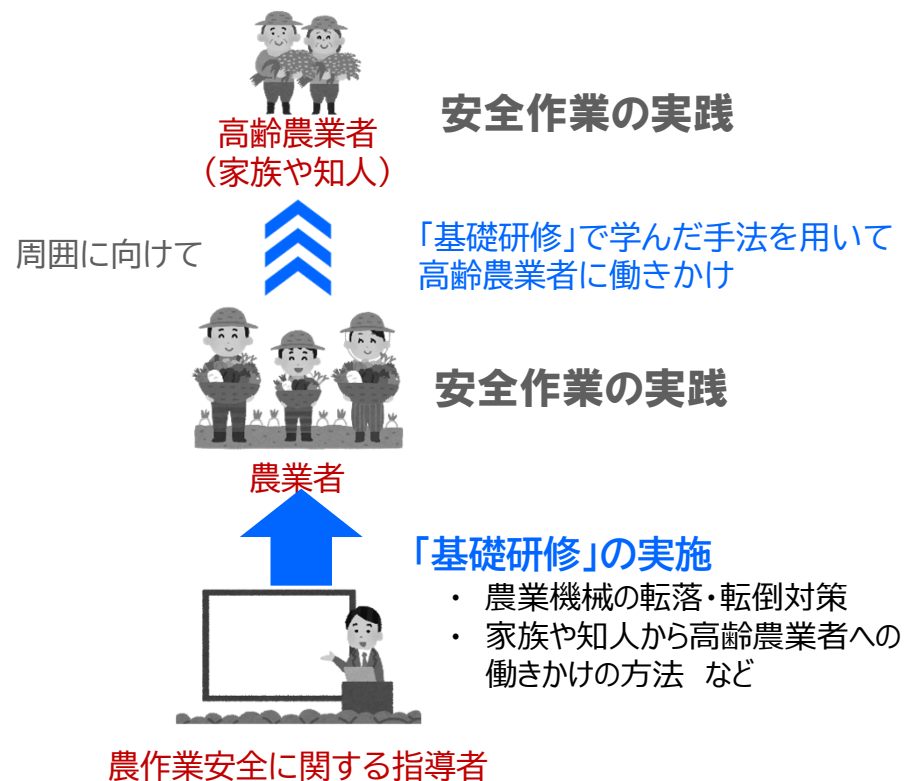
- 「農作業安全に関する指導者」等を講師とした研修であり、全ての農業者を対象とし、共通して身につけておく必要がある知識等を修得する基礎的な内容とし、全ての地域において企画することを目指す。
- 高齢農業者に確実にメッセージが伝わるように、家族や知人から高齢農業者への働きかけの方法を習得できる内容を含む研修を企画する。

農作業安全に関する指導者の人数

都道府県、市町村	1,811
農業者団体	1,346
農業機械メーカー、販売店	594
農業機械士	142
労働安全衛生コンサルタント	122
指導農業士・農業経営士等	78
その他(GAP指導員等)	289
合計(人)	4,382

注) 令和5年4月現在

「基礎研修」の実施による情報伝達のイメージ



2. 令和5年秋の農作業安全確認運動の取組方針④ (農作業事故情報の収集・分析、啓発資材を用いた周知活動)

- 令和2年6月より都道府県、農機メーカー等からのケガを含めた農作業事故情報の収集・報告の取組を強化し、毎月の報告を求めるとともに、調査結果をMAFFアプリや農林水産省HP等で毎月公表。
- ステッカーやポスターなどの啓発資材を用いた農作業安全に係る周知活動を推進

<農作業事故情報の収集・分析>

- MAFFアプリや農林水産省HPでの
毎月の公表例

令和5年7月に発生した農作業死傷事故
9月のワンポイント
農林水産省HP等による公表

タイトル:
コンバインの事故に注意!

7月に発生した農作業死傷事故
9月のワンポイント

令和5年秋の農作業安全確認運動
徹底しよう! 農業機械の転落・転倒対策

<7月に発生した農作業死傷事故:29件>
うち農業機械作業に係るもの:13件

○ 7月は12名の死亡事故を含む29件の死傷事故が報告されました。死亡事故のうち5件は乗用型トラクターによるもので、乗用車対撞で果樹(株)との間に挟まれた死亡事故も2件報告されています。

○ また、熱中症による死亡事故が4件報告されました。9月も全国的に例年よりも暑くなることが想定されています。厳しい暑さが予想される日は、作業を中止するか、作業する時間帯を早朝に変更するなど、リスクを軽減する具体的な方法を実践しましょう。

<9月のワンポイント>

○ 例年、9月はコンバインによる事故が多く発生しています。

○ 特に注意したいのが、路肩の踏み外しと後進で補助作業者をひいてしまう事故です。コンバインは運転者から見えない死角が多い機械です。通行前に作業道をチェックすること、コンバイン動作前にホーンや声で合図することを実践しましょう。

○ また、チェーンへの巻き込まれ事故を避けるため、稲わらが詰まったときはエンジンを止めること、手こぎ作業では両手を付けないことを守ってください。

○ 日暮れ時刻が日に日に早くなりますが、「予定した作業を今日中に終わらせよう」という焦りがヒヤリハット、さらには重大事故を招きます。常に心は冷静に。安全作業の基本を徹底しましょう。

補助作業者の位置を確認!
○ 夕暮れ時以降の収穫は極力避けて!

詰まってしまった際も
「エンジン停止!」
○ 手こぎ作業は「適切な服装!」
「手を突っ込まない!」

+

○ 焦りは事故につながる!
○ 忙しいときほど「心は冷静に。」

<啓発資材を用いた集中的な周知活動の推進>

- 熱中症対策アイテムの普及・啓発ポスター



- 重点推進テーマに即したポスターコンテストを実施
(4月~6月募集・8月表彰)



- 転落・転倒事故への注意を喚起する農作業安全ステッカーの作成・配布
(総数50万枚配布)



令和5年ステッカー

令和5年農林水産大臣賞

3. 農作業安全検討会について① (農作業安全検討会)

- 農林水産省では、農作業における安全対策の強化を図るため、令和3年2月に農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者から成る「農作業安全検討会」を設置し、農業機械の安全対策等を検討。
- 同年5月には、検討の結果を「農作業安全対策の強化に向けて（中間とりまとめ）」としてとりまとめ。

開催要領

農作業安全検討会 開催要領

令和3年2月
農林水産省

1 趣旨

農業においては、毎年300件前後の農作業中の死亡事故が発生し、10万人当たりの死亡事故件数も増加傾向にあるなど、作業安全対策の強化は喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するためには、農業者・農業者団体等が取り組むべき事項についてとりまとめた「作業安全規範」の普及等と併せ、農業機械の安全対策の強化や関係法令における対応の徹底等、幅広い観点から対策を講じていくことも必要である。

このため、農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者を参集した「農作業安全検討会」において必要な対策を検討し、効果的な取組に結びつけていくこととする。

2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。
- (3) 検討会は、必要と認めるときは、専門的見地から特定の事項について検討するため、作業部会を設置することができるものとする。

3 運営

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議の議事要旨及び資料は、会議終了後、委員の了解を得た上でホームページにより公表するものとする。

4 当面の活動内容

令和3年2月から検討を開始し、令和3年4月中に中間とりまとめを行った上で、5月以降更に具体的な対策等を検討することを目指す。

委員所属

全国農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会
農業者
農業ジャーナリスト
(独) 労働安全衛生総合研究所
(一社) 日本農村医学会
(一社) 労働安全衛生コンサルタント会
(一社) 日本農業機械工業会
(一社) 日本農業機械化協会
全国農業機械商業組合連合会
東京農業大学
(国研) 農研機構農業機械研究部門

(オブザーバー)
厚生労働省 労働基準局 安全課
経済産業省 製造産業局 産業機械課
国土交通省 自動車局 車両基準・国際課
警察庁 交通局 交通企画課

(R5.4時点)

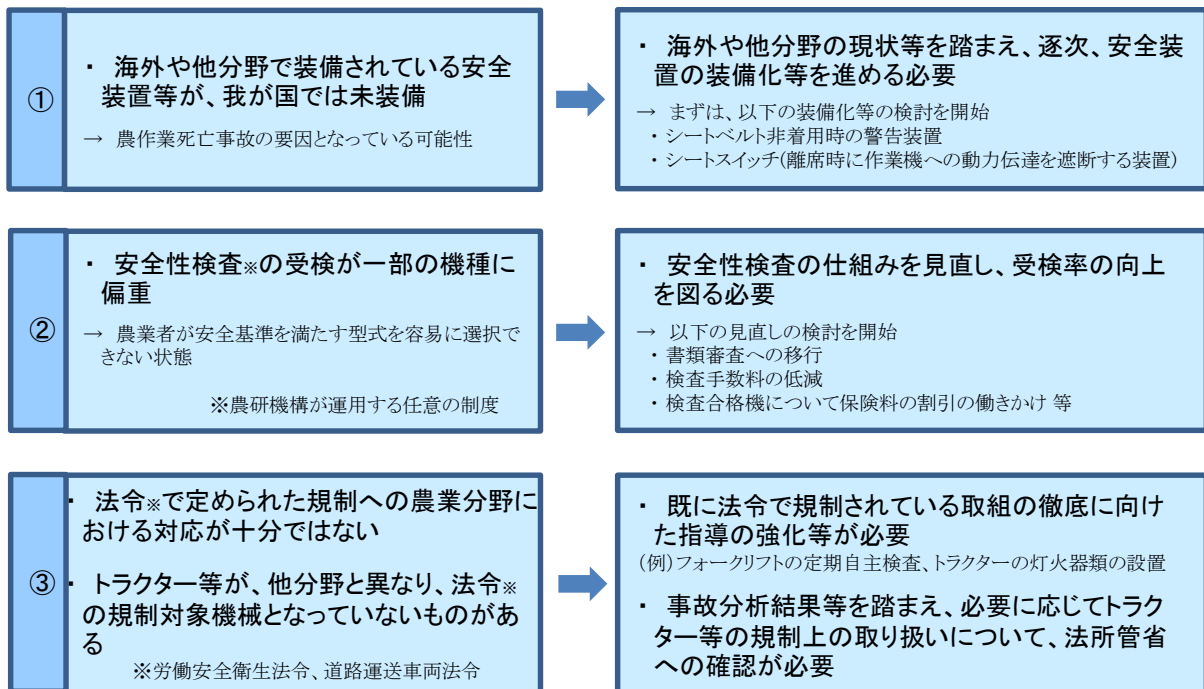
3. 農作業安全検討会について② (農作業安全検討会中間とりまとめ (概要))

農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

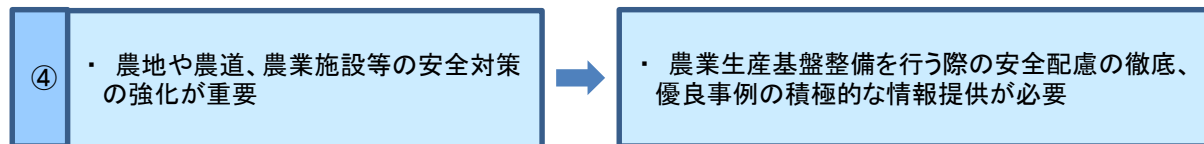
(令和3年5月14日、農作業安全検討会)

農作業環境の安全対策の強化

【農業機械の安全対策の強化】

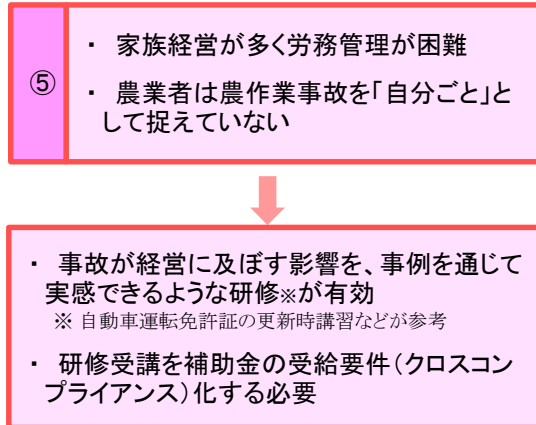


【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

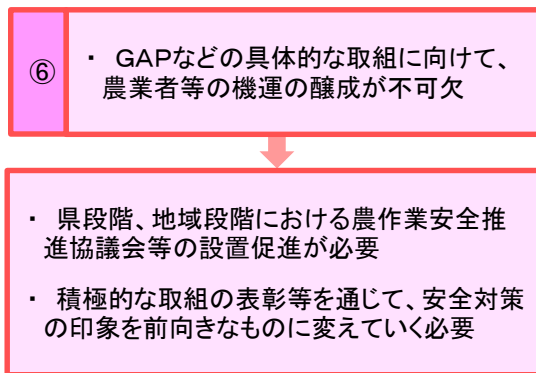


農業者の安全意識の向上

【研修体制の強化】



【現場の取組の活性化】



4. 農作業安全検討会について③ (農作業安全検討会における検討経過)

- 中間とりまとめの取組の進捗を確認いただくため、令和5年3月15日に第7回農作業安全検討会を開催。
- この中で、①乗用型トラクターやスピードスプレーヤーにおける新たな安全装備の具体化、②道路運送車両法例等での対応を踏まえた農耕作業用特殊車における交通事故データの分析、③安全性検査制度における対象機種毎の検査基準の再構築や令和7年度以降の運用方法等に用する検討状況を報告し、更なる検討の加速化を図ることとされた。

乗用型トラクター、スピードスプレーヤーの安全装備

- **乗用型トラクター**
他産業や海外の基準を踏まえ、シートベルトリマインダー（シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報）、シートスイッチ（車両が停止している際の離席後によりPT0の駆動が停止）の具体的な安全性検査基準案を作成。
- **スピードスプレーヤー**
主な事故要因である「転落・転倒」、「挟まれ」に重点を置いた対策強化の必要性について議論。

法制で定められた規制の確認

- **道路運送車両法令**
 - ・農耕作業用を含む特殊車における交通事故データを取得し、シートベルトの着用状況その他特殊車との違い等を分析。
 - ・農耕作業用特殊車はその他特殊車と比べ、死亡率は約3.5倍、シートベルト着用率は約1/4ということが明らかになった。
 - ・着用義務づけによる効果予測等について更に分析を進める。
- **労働安全衛生法令**
 - ・農業分野における労働災害の発生状況、機械事故割合、未熟練労働者による事故割合等について、厚生労働省に提供済み。

安全性検査制度の見直し

- **新基準における対象機種・開始時期**
乗用型トラクター、自脱型コンバイン、田植機、乾燥機、歩行型トラクターの5機種を対象とし、令和7年4月から開始。
- **検査基準の明確化、令和7年度以降の運用方法**
 - ・対象機種における、現行基準の適用範囲の明確化が必要な項目等を洗い出し、具体的な基準案を検討。
 - ・基準等において明確化されていない案件が生じた場合には、基準等の適合範囲内であると判断した上で、速やかに基準等の改正案を作成し、基準等に反映する（基準等調整テーブル）。
 - ・基準等に合致しない案件が生じた場合には、判定前に確認を行い、申請者が意見を述べることができることとする（適合・不適合確認テーブル）。
- **製品アセスメント**
 - ・年間出荷台数あたりの死亡事故発生率が高く、事故発生時の重症度も高い水準にある「農用運搬車」を1機種目として選定。
 - ・農用運搬車の主な事故原因（「転落・転倒」「ひかれ」「挟まれ」）を踏まえ、具体的な試験手法・評価手法を検討。令和5年度以降、製品アセスメントを実施予定。

4. 農作業安全検討会について③ (農作業安全検討会における検討経過)

- 事故の発生状況や「機械の包括的な安全基準に関する指針」、海外や他分野の機械における安全性能の現状等も踏まえ、農業機械の操作面を含めた安全性能の更なる強化が必要な装備等がある場合は、その規格等を示した上で、新たに販売する機械が規格に適合するものとなるような仕組みが必要ではないか。

シートベルト着用率向上のための非着用時警報装置について

- ・ 乗用型トラクターの「転落・転倒」は、農作業中の死亡事故の最大要因であり、交通事故による死亡事故も多く発生。**交通事故ではシートベルトの着用により事故時の死亡率を1/8に低減できる**ことが明らかになっている。
- ・ 現在、新車で販売中の乗用型トラクターにはシートベルトが装備されており、取扱説明書においても「運転時は常に使用すること」が明記されているが、**非着用時の警報装置(以下「シートベルト・リマインダー」)**は**装備されていない**。
- ・ **乗用車や貨物車では、道路運送車両法(保安基準)において、シートベルト・リマインダーの装備が義務化**されており、この警報装置は後部座席にも適用されるなど、**その対策は徐々に強化**されてきている。

自動車※におけるシートベルト・リマインダーに係る規制の経緯

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車を除く。

改正年	適用時期	改正内容	備考(適用範囲等)
平成6年	平成6年4月1日	運転席について、イグニッションON時にシートベルト非着用の場合に 表示及び音で走行開始直前の初期警報 を行う装置の装備を義務化	乗用車(乗車定員10人以下)、小型貨物車、軽貨物車
平成17年	平成17年9月1日	運転席について、イグニッションON時にシートベルト非着用の場合に 表示で警報を、走行時非着用の場合に表示及び音で警報 を行う装置の装備を義務化	乗用車(乗車定員10人以下)、小型貨物車、軽貨物車
平成29年	令和2年9月1日	運転席及び助手席について、イグニッションON時にシートベルト非着用の場合に 表示で警報を、走行時非着用の場合に表示及び音で警報 を行う装置の装備を義務化	全ての乗用車、貨物車(車両総重量3.5t超)
		後部座席について、イグニッションON時にシートベルト非着用の場合に 表示で警報を、走行時に座席ベルトを外すと表示及び音で警報 を行う装置の装備を義務化	乗用車(乗車定員10人未満)、貨物車(車両総重量3.5t以下)

4. 農作業安全検討会について③ (農作業安全検討会における検討経過)

離席時に可動部への動力伝達を遮断する装置等について

- 乗用型トラクターの「回転部の巻き込まれ」は、農作業中の死亡事故の主な要因の一つであり、労働安全衛生法に基づき労働基準監督署に報告された労働者死傷病報告においても、座席を離れて機械の調整などを行う際に可動部に巻き込まれること等により重篤な事故が発生していることなどが明らかになったところ。
- こうした事故を防止するため、正しい位置に着座していない場合に、可動部への動力伝達を遮断したり、離席をけん制する装置（以下「シートスイッチ」）が開発されており、EUでは既に乗用型トラクターへの装備が義務化されている。このため、海外から日本に輸入されている型式にこれら装置が装備されている場合があるが、国内メーカーの型式には装備されていない。また、フォークリフトでは、EUで義務化されているシートスイッチと同様の規格がJIS規格化されており、現在、国内向けに出荷されているほぼ全ての型式に標準仕様としてシートスイッチが装備されている（（一社）日本産業車両協会より）。
- これらを踏まえ、少なくとも可動部への巻き込まれによる死亡事故の発生件数が最も多い乗用型トラクターについては、農作業の実態も踏まえてシートスイッチの規格をガイドラインとして定め、新たに販売される型式には、この規格に即した装置の装着を進めるべきではないか。

EUにおける農林業用トラクターのシートスイッチに係る規定（仮訳）

【EU安全規則 167/2013（抜粋）】

- 9.1.1 車両が停止していても、パーキングブレーキ又はパーキングロックが適用されていない状態で運転位置を離れると、運転者に警告する可聴及び可視アラームを備えなければならない。
- 9.2 トラクターが動いていない時は、運転者が意図的な操作を行うことでPTOを作動できるものでなければならない。また、運転者がPTOを作動させたまま運転位置を離れた場合、PTOシャフトの駆動は7秒以内に自動的に停止しなければならない。

海外製トラクターのシートスイッチの例



トランスミッションが前進か後進の位置のまま離席すると警告音が鳴り、警告灯が点灯してギアがニュートラルになる。



PTO作動時、このスイッチを押さずに離席すると、7秒後にPTOが停止する。

フォークリフトのシートスイッチの例

不安定な姿勢での作業や誤操作による事故を防ぐ **SICOS**
Super Intelligent Control System

離席時走行・荷役 インターロックシステム(OIS)

オペレーターが正しい乗車位置にいない場合や運転席から離れると車両の操作をロックする離席時走行・荷役インターロックシステム(OIS)を搭載。意図しない誤操作による事故の防止に貢献します。



※ブレーキがかかるわけではありません。降車時はかならず駐車ブレーキをかけてください。



※OIS:Operation Interlock System

5. 労働安全衛生法令

(労働安全衛生法令における農業の位置づけ)

- 労働安全衛生法令において、農業については、例えば家族経営の農業者が一時的に雇用する者であっても、事業者は、同法による保護対象である労働者の安全を確保するために、機械等による危険や健康被害を防止するために必要な措置等を講じる義務を負うことがある。
- 現行法令では、①製造業、建設業、林業等以外の業種（農業含む。）では安全教育等の一部が省略可能となっているほか、②車両系農業機械について構造等に関する規程が設けられていない※。

※ 第2回農作業安全検討会、第4回農作業安全検討会

安全教育等

	農業	林業	建設業
雇入れ時教育	○ (一部課程省略可能※)	○	○
特別教育	— (農業機械)	○	○
就業制限 (免許の取得、 技能講習)	— (農業機械)	—	○

機械の構造等

	農業機械	林業機械	建設機械
構造規格※1	—	—	○
安全基準※2	—	○	○
自主検査	—	△ (努力規定)	○

※ [雇入れ時教育の項目]

- 1 機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱い方法
- 2 安全装置、有害物抑制装置、保護具の性能・取扱い方法
- 3 作業手順
- 4 作業開始時の点検 令和6年4月以降は省略規定が廃止
- 5 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防
- 6 整理、整頓とん及び清潔の保持
- 7 事故時等における応急措置・退避
- 8 その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

※1 機械が具備すべき規格や安全装置について、厚生労働大臣が定めたもの。当該規格を満たしていない機械は、譲渡、貸与、設置が禁じられている。

※2 機械等による危険防止のために事業者が講ずべき措置を規定。ガードの設置など機械の構造に係るもののほか、作業主任者の選任、立入禁止措置等について規定（安衛則）。

6. 労災保険特別加入制度

- 農業者個人であっても、一定の要件の下、**労災保険に特別加入することが可能**
- 加入手続きは特別加入団体（JA、県中央会等）を通じて行う。

対象農業者

A. 特定農作業従事者

一定の経営規模以上の方が加入できます。

自営農業者（兼業農家を含む）の方で、年間の農業生産物総販売額が300万円以上または、経営耕地面積2ヘクタール以上の規模であり、次に示す農作業に従事している方

- (1)トラクター等の農業機械を使用する作業
- (2) 2メートル以上の高所での作業
- (3)サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業
- (4)農薬散布
- (5)牛・馬・豚に接触する作業

B. 指定農業機械作業従事者

機械の指定はありますが、経営規模にかかわらず加入できます。

自営農業者（兼業農家を含む）の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方

- (1)動力耕耘機その他の農業用トラクター
- (2)動力溝堀機
- (3)自走式田植機
- (4)自走式防除用機
- (5)自走式動力刈取機、自走式収穫用機械
- (6)トラック、自走式運搬用機械
- (7)動力脱穀機や動力草刈機などの定置式又は携帯式機械
- (8)無人航空機

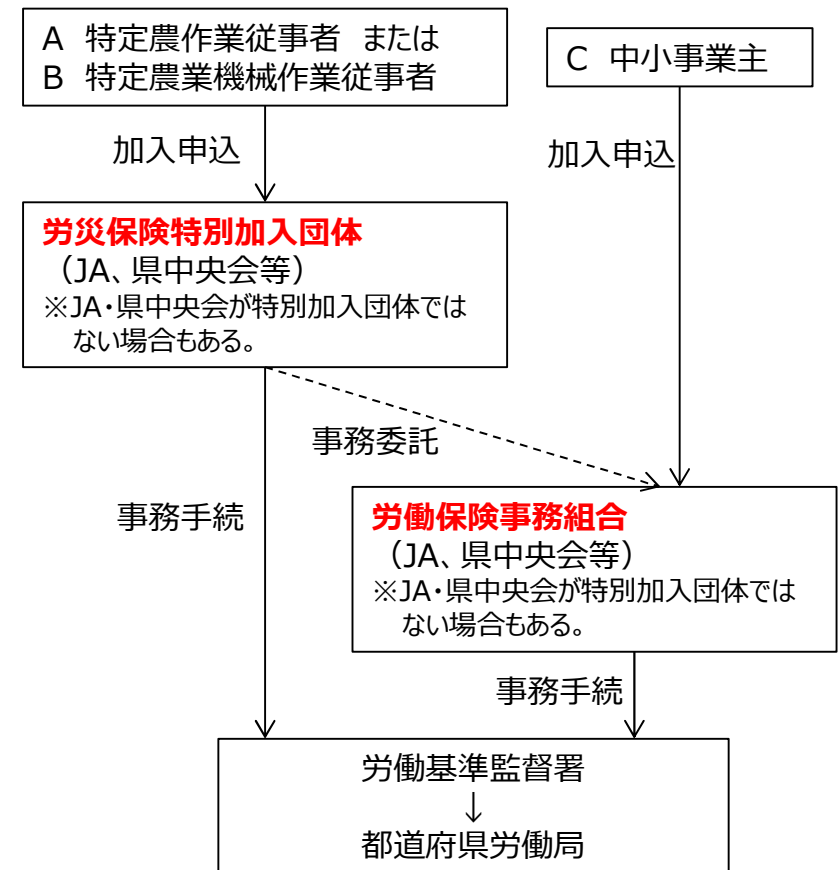
C. 中小事業主

法人の代表者や役員でも加入できます。

常時300人以下の労働者を使用する事業者本人及びその家族従事者（法人の場合は代表者以外の役員）の方。及び1年間に100日以上にわたり労働者を使用することが見込まれる方で、以下の条件を満たしている方

- (1)雇用する労働者について労働保険関係が成立していること
- (2)労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

加入手続き

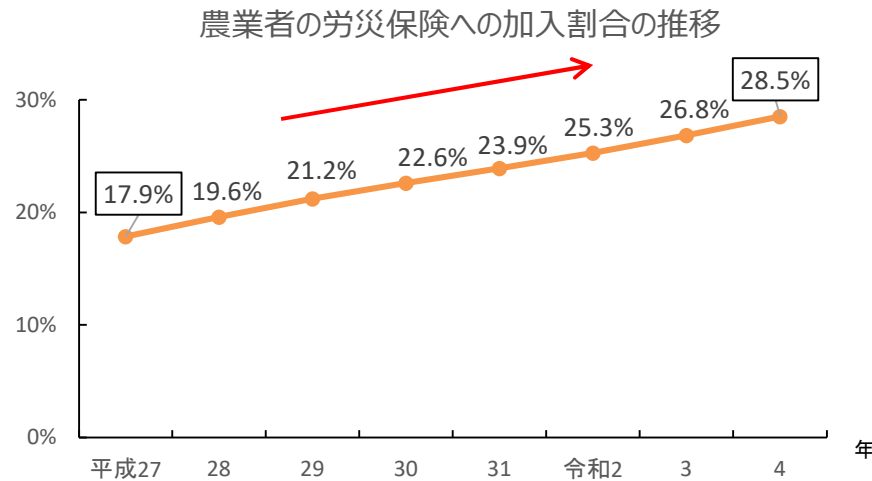


6. 労災保険特別加入制度

- 農業における労災保険の加入者数の割合は平成27年の17.9%から増加を続け、令和4年には28.5%に増加
- 特別加入制度への加入促進に向け、厚生労働省と連携してパンフレットを作成し啓発を実施

農業における労災保険の加入者の割合

農業従事者数に対する労災保険の加入者数（特別加入者を含む。）の割合は平成27年17.9%から増加を続け、令和4年は28.5%



資料：厚生労働省「労働者災害補償保険事業年報」、農林水産省「農業構造動態調査」

- 注1) 労災保険加入者数の割合は、基幹的農業従事者、役員・構成員、常雇いの計に対する、労働保険の適用を受ける労働者（特別加入者を含む。）の計の割合を表す。
- 注2) 労災保険の加入者数（特別加入者数を含む。）は厚生労働省「労働者災害補償保険事業年報」（年度末時点）のうち農業又は海面漁業以外の漁業の数値を引用した。
- 注3) 基幹的農業従事者、役員・構成員、常雇いの人数については、農林水産省「農業構造動態調査」（2月1日現在）を引用した。

特別加入制度の啓発に向けた農林水産省の取組

- ・厚生労働省と共同作成したパンフレットを農水省ウェブサイトに掲載
- ・厚生労働省作成パンフレットを地方農政局等に令和4年度 3万1千枚配布



農林水産省及び厚生労働省が連盟で
作成したパンフレット
「必見！農業者の皆さん労災保険の
特別加入をご存じですか!!」



厚生労働省パンフレット「農業者のための
特別加入制度のしおり」

<事例>

えちご上越農業協同組合（新潟県上越市、妙高市）

- ・平成21年に「農業経営サポートセンター」をJA内に新設し、従来は県中央会で実施していた中小事業主向け労災も新たに取り扱い
- ・新規設立法人組織に対して確実に労災保険加入手続の実施、労災加入の義務付けがない任意組織等への特別加入の呼びかけを強化
- ・説明会を開催し、農作業安全講習会等でも労災特別加入制度について呼びかけ